

## フィールド6 自立協働

次に、フィールド6 自立協働について、申し上げます。

まず、**安全安心な生活空間の形成**についてでございます。

交通安全対策の推進につきましては、交通死亡事故ゼロを目指し、加害者にも被害者にもならないよう、新居浜市交通安全計画に基づき、交通安全教室の積極的な開催や新居浜市交通指導員による街頭指導等を通じ、子どもから高齢者までの全市民に対する各世代に応じた交通安全意識の普及・啓発に努めてまいります。

防犯対策の推進につきましては、犯罪のない地域社会の実現を図るため、新居浜地区防犯協会に対する支援を行ってまいります。また、平成25年に新居浜警察署、連合自治会、商工会議所と締結いたしました犯罪の起きにくい社会づくりの推進に関する協定に基づき、犯罪多発が懸念される地区への防犯カメラの設置に協力してまいります。

防災体制の強化につきましては、地域防災力の向上と防災意識の高揚を図るため、引き続き、自主防災組織の資機材整備や防災士の養成を行うとともに、高齢者等を対象に家具固定器具の取付、ガラス飛散防止フィルム設置を推進してまいります。

また、災害対策基本法等の一部を改正する法律及び津波防災地域づくり法の施行に対応するため、新居浜市地域防災計画の見直し及び津波ハザードマップの作成に取り組んでまいります。

さらに、防災拠点施設建設に向けて、機能や建設時期等具体的な方向性を定めた基本計画を策定いたします。

次に、**消防体制の充実**についてでございます。

警防体制の充実につきましては、消防自動車整備計画に基づき、消防資機材搬送車及び高規格救急車それぞれ1台を更新整備し、迅速で円滑な災害対応などの強化を図るとともに、消防団車両につきましても、消防ポンプ自動車1台を更新整備いたします。

また、消防救急無線のデジタル化につきましては、平成26年度中の移行完了を目指してまいります。

救急救助体制の充実につきましては、救急救命士、救急標準課程修了者の計画的養成及び救急資機材等を計画的に整備し、救急体制の充実を図るとともに、複雑多様化する各種災害等に対応するため、専門職員の養成や各種資機材等の更新整備を計画的に実施してまいります。

次に、**消費者の自立支援と相談体制の充実**についてでございます。

**消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化**につきましては、消費者安全法に基づく消費生活センターを設置し、相談体制の充実に努めてまいりましたが、今後も複雑多様化している悪質商法被害の早期解決や未然防止のため、専門知識及び相談対応能力の向上に努め、持続的に相談体制の充実強化を図ります。

**消費生活改善の意識啓発と情報提供**につきましては、最新の消費者情報や危害・危険情報をホームページや広報紙などを活用して情報提供を行うとともに、消費者のつどいの開催や出前講座などにより、広い視点からの消費生活改善の意識啓発を行ってまいります。

次に、**男女共同参画社会の形成**についてでございます。

**男女共同参画の意識の高揚**につきましては、「男女共同参画推進条例」及び「第2次新居浜市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画推進週間における啓発活動や様々な学習活動を通して、広報・啓発活動に努めるとともに、実態把握のための市民意識調査を実施いたします。

**DV対策の推進**につきましては、昨年設置しました配偶者暴力相談支援センターにおける相談活動の充実を図り、相談員の力量を高めるなど、被害者の支援に努めるとともに、暴力等を許さない社会環境づくりに向け努めてまいります。

**女性の政策・方針決定の場への参画促進**につきましては、本市の委員会・審議会等への女性の参画率は、平成25年4月現在、30.1%となっておりますが、今後も、様々な視点から参画率の向上に向け、取り組んでまいります。

また、市内事業所等における女性の積極的な活躍の促進と仕事と育児・介護等の両立支援の充実を推進するため、実態を把握し、ワーク・ライフ・バランスの視点から、事業所等の女性の活躍を支える環境づくりの支援に向けて取り組んでまいります。

次に、**人権の尊重**についてでございます。

**社会における人権・同和教育及び啓発の推進**につきましては、新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針に基づき、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、お茶の間人権教育懇談会、差別をなくする市民のつどい、人権フェスティバル等の実施により、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進いたします。

学校における人権・同和教育の推進につきましては、教職員の人権・同和教育観の確立と指導力の向上を図るとともに、人権問題について正しい認識を深め、差別をしない、させない、許さない、児童・生徒の育成に努めてまいります。

また、校区別人権・同和教育懇談会を継続実施し、学校と家庭・地域が一体となった人権教育を推進いたします。

次に、**地域コミュニティの充実**についてでございます。

地域コミュニティ活動への支援につきましては、地域コミュニティの中心的役割を果たしている自治会活動を支援するために、自治会館の補修、放送施設等の新設・修繕に対し補助を行い支援してまいります。また、自治会所有の防犯灯については、平成26年度中に市の負担でLED化の推進を図るとともに、防犯灯の電気料金についても、市の全額負担とすることにより、単位自治会の活動支援につなげてまいります。

コミュニティ活動支援交付金につきましては、地域コミュニティ再生のため、これまでの交付金制度を見直し、充実を図るとともに、新しい交付金を創設し、コミュニティ活動の充実・活性化を図ってまいります。

また、自治会加入率につきましては、連自治会と連携し、継続した加入促進活動を行うとともに職員の加入促進にも努め、自治会加入率の向上に取り組んでまいります。

地域再生への体制づくりにつきましては、人口減少及び少子高齢化が著しい別子山地域におきまして、地域外の人材を積極的に誘致する地域おこし協力隊を設置し、地域力の維持・強化並びに地域の活性化を図るとともに、協力隊となる人材の定住及び定着を図るよう支援してまいります。

次に、**多様な主体による協働の推進**についてでございます。

推進体制及び制度の整備につきましては、市民と行政が協働して公共施設の清掃・美化活動を行う公共施設愛護事業の活動支援を充実するとともに、協働事業市民提案制度などを活用して、市民との協働事業の推進を図ってまいります。

人材の育成と自治体経営力の向上につきましては、協働を担う人材育成のため、課題を発見する能力、企画立案能力、問題解決能力等の研修の充実を図ってまいります。また、地域課題を解決するため、市職員の協働への意識改革と能力開発に取り組んでまいります。

ボランティアの推奨につきましては、市民一人ひとりが、自らの手でよりよい地域や社会にしたいという思いや志をまちづくりに生かすため、出前講座などにより、人材の育成や活動の場の提供に努めてまいります。

NPO活動への支援につきましては、さまざまな分野で活動しているNPOについて、自主性を尊重しながら側面的な支援を行うとともに、NPO間、市民活動団体と行政の媒介役としての中間組織の役割や機能を生かし、市民活動の活性化や地域コミュニティとの連携を図ってまいります。

次に、国際化の推進についてでございます。

国際交流の推進につきましては、友好都市である中国徳州市からの友好視察団を迎えるとともに、市民と在住外国人が交流できる場を設けることにより、国際理解を図り、国際交流を推進してまいります。

多文化共生社会の推進につきましては、引き続き、外国人のための日本語教室の開催や外国人とのコミュニケーションを支援する日本語教師養成講座を開催するとともに、より多くの情報を多言語で翻訳し情報提供を進め、外国人の生活支援を行ってまいります。

国際化を進める体制づくりにつきましては、在住外国人や本市を訪れる外国人を支援するための対応窓口を設置し、引き続き、通訳や情報提供等の支援を行ってまいります。また、外国人と市民の国際交流・理解を深める手助けとなる国際化ボランティア登録制度の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、国際化に関する情報交換や情報共有を図ってまいります。